

補償コンサルタント CPD 制度における研修会等の CPD ポイント取得に当た  
っての審査認定基準を別添のとおり一部改正します。

なお、この基準は、令和 4 年 1 月 1 日開催の研修会等から適用されます。

令和 3 年 12 月 20 日

補償コンサルタント CPD 事務局

研修会等（実施主体別）審査認定基準

令和2年11月18日

一部改正 令和3年12月20日

補償コンサルタントCPD運営委員会

形態		実施主体	申請時期	添付資料の例：●（○は添付資料が満たすべき条件等）		ポイント申請者	
				集合型研修会等	オンライン研修会等		
参加学習	研修会・講習会	一般研修・講習講演会・シンポジウム	構成団体	事前	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間、出席確認方法」が確認できるもの。 ○出席確認方法の例 ・CPD会員証の確認及び顔写真との照合で確認	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間、出席確認方法」が確認できるもの。 ○出席確認方法の例 ・研修会等の配信時間中の視聴風景写真（受講画面及び受講者の顔がわかるもの）による確認 ・感想文提出による確認 ・その他これに類する研修会等視聴確認	実施した構成団体
			国・地方公共団体等	実施後半年以内	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間」が確認できるもの。 ●受講証明書等の受講を証明する書類の写し	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間、出席確認方法」が確認できるもの。 ●受講証明書等の受講を証明する書類の写し	出席した個人会員
			主催登録団体		外部団体(上記以外の団体)		
	企業内の研修会・講習会(分類のみ)	講師	法人会員	実施後半年以内	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間」が確認できるもの。 ●研修会等の実施風景写真(講師及び出席者全員がわかるもの) ●出席者名簿の写し ●外部参加者の場合は、受講証明書等の受講を証明する書類の写し(主催が発行したもの)	●研修会等の実施案内(次第)の写し ○主催が発行した「主催、研修会等の内容、時間」が確認できるもの。 ●研修会等の配信時間中の視聴風景写真（受講画面及び受講者の顔がわかるもの）※講師の場合は、講義実施風景写真 ●出席者名簿の写し ●外部参加者の場合は、受講証明書等の受講を証明する書類の写し(主催が発行したもの)	実施した法人会員
		受講者			外部から出席した個人会員		
		外部からの受講者					

附則（令和2年11月18日）

この基準は、令和2年12月1日開催の研修会等から適用する。

附則（令和3年12月20日）

この基準は、令和4年1月1日開催の研修会等から適用する。